

患者さんへ

医師の負担軽減に対する体制について（周知）

地域の急性期を担う病院に対し、厚生労働省は、病院勤務医の負担軽減策として、事務作業を補助する業務を新たに創設いたしました。これに基づき、当院は、医師の事務的業務の負担軽減と総合的な患者サービスの向上を目指し、平成20年4月より、以下の体制で実施することといたしましたので、ご理解のうえご協力いただきますようお願い申し上げます。

- ① 医師事務作業補助（メディカルクラーク業務）担当者を配置いたします。
- ② 医療安全のため、連続した当直とならないよう勤務を計画いたします。
- ③ 当直後は、通常の勤務とならないよう組織で対応いたします。

病院長

職員各位

医師の負担軽減に対する体制について(周知)

当院は、医師の事務的業務の負担軽減と総合的な患者サービスの向上を目指し、平成 20 年 4 月より、以下の体制で実施することといたしましたので、ご周知下さい。

尚、医師事務作業補助業務(メディカルクラーク業務)は、診療報酬の施設基準に基づき、医師の指示による業務であることにご留意下さい。

- ① 医師事務作業補助(メディカルクラーク業務)担当者を配置。
- ② 医療安全のため、連続した当直は行わない。
- ③ 当直後は、通常の勤務とならないよう組織で配慮する。

病院長